

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月7日
【四半期会計期間】	第99期第3四半期(自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)
【会社名】	明星電気株式会社
【英訳名】	MEISEI ELECTRIC CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 澤 信 彦
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川二丁目5番7号
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地
【電話番号】	0270-32-1105
【事務連絡者氏名】	財務部長 羽根木 武
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第98期 第 3 四半期 連結累計期間	第99期 第 3 四半期 連結累計期間	第98期
会計期間	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年12月31日	自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日
売上高 (千円)	4,574,063	4,849,957	8,040,254
経常利益 (千円)	228,255	256,518	778,477
四半期(当期)純利益 (千円)	199,552	481,704	1,075,970
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	196,950	600,740	1,074,694
純資産額 (千円)	3,654,372	5,132,567	4,532,089
総資産額 (千円)	8,193,814	9,364,858	9,166,877
1 株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	1.57	4.00	9.08
潜在株式調整後 1 株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	3.80	8.49
自己資本比率 (%)	44.6	54.8	49.4

回次	第98期 第 3 四半期 連結会計期間	第99期 第 3 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成22年10月 1 日 至 平成22年12月31日	自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日
1 株当たり四半期純利益金額 (円)	1.12	1.16

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第98期第 3 四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年 6 月30日)を適用し、遡及処理しております。
4. 第98期第 3 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興が進むにつれて国民生活や経済活動も持ち直しの動きがみられたましたが、欧州債務問題に端を発した国際金融不安の高まりや海外経済の減速傾向、そして円高の進行およびデフレ経済の長期化など、先行きの不透明感は一層強まる状況となっています。

このような状況下、当社グループは防災や減災の一端を担う会社として、被災地域の復旧・復興作業に取り組むことはもちろんのこと、全国における津波観測施設の更新や計測震度計の機能強化など、政府や自治体等と連携して効果的な観測・監視体制が図られるよう全力で取り組んでおります。

今年度は、会社再建を成し遂げた全社一丸の力をバネに、当社の次なる成長を目指して企業理念の改定や中期の経営目標を設定すると同時に、単なる機器メーカーからソリューションプロバイダーへ脱皮しつつ、新しい顧客の獲得や新規市場の開拓に一貫して取り組んでおります。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は前年同期比275百万円（6.0%）増加し、4,849百万円となりました。損益面では、営業利益は前年同期に比べ11百万円増加し259百万円となり、経常利益は前年同期に比べ28百万円増加し256百万円となりました。また、四半期純利益は、第2四半期に計上した繰延税金資産はほぼそのまま継続しており、前年同期に比べ282百万円増加し481百万円となっております。

なお、当社グループの売上高および利益の計上には季節的変動があり、第4四半期連結会計期間に偏る傾向があります。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、9,364百万円となり、前連結会計年度末に比べ197百万円(2.2%)増加しました。このうち流動資産における主な増減は、現金及び預金の減少476百万円、仕掛品の増加365百万円、繰延税金資産の増加237百万円等であり、固定資産における主な増減は有形固定資産の減少70百万円です。

負債は前連結会計年度末に比べ402百万円(8.7%)減少し4,232百万円となりました。このうち流動負債における主な増減は、支払手形及び買掛金の減少156百万円、賞与引当金の減少126百万円であり、固定負債における主な増減は再評価に係る繰延税金負債の減少122百万円です。

純資産は、主として四半期純利益481百万円の計上による株主資本合計の増加により、前連結会計年度末に比べ600百万円(13.2%)増加し5,132百万円となりました。

(3) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は294百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	235,560,000
第一種優先株式	3,540,000
計	239,100,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年2月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	116,269,350	116,269,350	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。単元株式数は1,000株です。
第一種優先株式	3,537,735	3,537,735	—	無議決権株式であり、単元株式数は1,000株です。会社法第108条第1項1号、2号、3号、5号、6号に掲げる事項につき定款に定めた内容は下記の(注)2に記載のとおりです。なお、会社法322条第2項に規定する定款の定めはありません。
計	119,807,085	119,807,085	—	—

(注) 1 第一種優先株式3,537,735株は、資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り適切な資本政策の実行を可能とするため、デット・エクイティ・スワップによる現物出資に基づいて発行されたものです。

現物出資をする者の氏名 日本電気株式会社

出資の目的たる財産およびその価額 第1回無担保転換社債 額面合計 15億円

上記に対して与えられる株式 第一種優先株式 3,537,735株

2 第一種優先株式の内容については次のとおりです。

(1) 優先配当金

当会社は、剰余金の配当をするときは（配当財産の種類を問わない。）、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式の株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、第一種優先株式1株につき年6.36円の配当（以下「第一種優先配当」という。）を行う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日とする第一種優先配当をしたときは、かかる第一種優先配当の累積額を控除した額とする。

なお、資本金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する資本金の額の全部若しくは一部を準備金とするときは、準備金とする額を除く）を超えない部分の配当、準備金の額の減少の効力発生を条件に行われる剰余金の配当のうち、当該減少額（減少する準備金の額の全部若しくは一部を資本金とするときは、資本金とする額を除く）を超えない部分の配当、当会社がする吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社がする新設分割手続の中で行われる会社法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当（以下「同順位配当」と総称する。）については、第一種優先株主と普通株主に対し、同等の剰余金の配当を行うものとする。

累積条項

当社は、ある事業年度において、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対して行う剰余金の期末配当の額が第一種優先配当の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下「第一種優先累積未払配当」という。）については、翌事業年度以降、第一種優先配当および普通株主または普通登録株式質権者に対する剰余金の期末配当に先立って、これを第一種優先株主に支払う。

非参加条項

当社は、第一種優先株主および第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当および同順位配当を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社が残余財産を分配するときは、第一種優先株主および第一種優先登録株式質権者は、その有する第一種優先株式の取得請求権を行使することにより取得し得べき普通株式の持株数に応じて普通株主および普通登録株式質権者と同順位にて同種類の残余財産の分配を受ける権利を有するものとする。

(3) 議決権

第一種優先株主は、法令に定める場合を除き、当会社株主総会において議決権を有しない。これは、資本の増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(4) 株式の併合または分割、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利の付与等

第一種優先株式については、株式の併合または分割を行わない。

第一種優先株主には、募集株式、募集新株予約権、または新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えない。

第一種優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(5) 普通株式の交付と引換えに第一種優先株式の取得を請求する権利

第一種優先株主は、下記の取得を請求し得べき期間（以下「取得請求期間」という。）中、当会社に対して、第一種優先株式を取得することを請求（以下「取得請求」という。）することができるものとし、かかる請求があったときは、当会社は、第一種優先株式を取得すると引き換えに、下記の算定方法による数の普通株式を第一種優先株主に交付しなければならない。

取得請求期間

第一種優先株主は、いつでも、当会社に対して、取得請求することができる。

交付する普通株式の数の算定方法

第一種優先株式の取得請求に応じて発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求に応じて発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第一種優先株式の株主が取得請求のために提出した第一種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$$

発行すべき株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

上記算式に使用する取得価額は下記 1)に定める価額とし、下記 2)に従って調整される。

1) 取得価額 取得価額は、普通株式1株当たり140円とする。

2) 取得価額の調整 第一種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

なお、いずれの場合においても、取得価額の調整過程において四捨五入その他の端数処理は行わず、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

() 平成15年8月1日以降、当社が時価を下回る払込金額で、新たに普通株式を発行しまたは自己株式を処分する場合には、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行普通株式数」とは、当会社の発行済普通株式総数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）をいうものとし、調整後の取得価額は、払込みの翌日以降、または基準日がある場合は、その日の翌日以降もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降これを適用する。ここで、時価とは、払込金額決定日に先立つそれぞれ30取引日、60取引日および90取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）のうち、いずれか低い価額とする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

ただし、第一種優先株主、当会社の取締役、監査役および従業員（以下「第一種優先株主等」という。）に対して新たに普通株式を発行し、または自己株式を処分する場合には、取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して新規発行または処分する普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して新規発行または処分する普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。

() 当会社が普通株式について、株式分割(無償割当てを含む。以下本()において同じ。)または株式併合を行う場合は次の算式により取得価額を調整するものとする。なお、調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割のための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用し、株式併合の場合は株式併合の効力発生の時以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

() 平成15年8月1日以降、当会社が時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券または取得させることができる証券を発行する場合は、かかる証券の払込みの日に、また、基準日があるときはその日に、発行される証券の全部が普通株式と引換えに取得されたものとみなし、(i)の取得価額調整式において、「1株当たり払込金額」にその証券の取得価額を、「新規発行・処分普通株式数」にはその証券と引換えに発行される普通株式数をそれぞれ使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる証券の払込みの翌日以降、もし基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

ただし、第一種優先株主等に対して当会社の普通株式の交付と引換えに取得される証券または取得させることができる証券を発行する場合には、上記に加えて、()の取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して発行する証券の引換えにより発行すべき普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して発行する証券の引換えにより発行すべき普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。

() 平成15年8月1日以降、当会社が時価を下回る価額を新株1株の払込金額とする新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本()において同じ。)を発行(無償割当てを含む。以下本()において同じ。)する場合、かかる新株予約権の払込(新株予約権が無償で発行される場合は割当日)の翌日に、もし基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合は、効力発生日)に、発行される新株予約権の全部が行使されたものとみなし、(i)の取得価額調整式において「1株当たり払込金額」に新株予約権の行使により発行される新株1株の払込金額を、「新規発行・処分普通株式数」には新株予約権の行使により発行される普通株式数をそれぞれ使用して計算される額を、調整後の取得価額とする。

ただし、第一種優先株主等に対して新たに新株予約権を発行する場合には、上記に加えて、(i)の取得価額調整式において、「既発行普通株式数」に第一種優先株主等に対して発行する新株予約権の行使により発行される普通株式数を加算し、「新規発行・処分普通株式数」から第一種優先株主等に対して発行する新株予約権の行使により発行される普通株式数を控除したうえで、調整後の取得価額を計算するものとする。

() 上記()から()までに定めるほか、合併、株式交換、株式移転、会社分割もしくは資本金の額の減少その他の事由により取得価額の調整を必要とするときは、適切な方法により取得価額を調整するものとする。

なお、平成17年5月16日開催の取締役会において、株主割当による新株式発行並びに株式分割を行なうことを決議しています。その結果、第一種優先株式につき、普通株式への転換価額は、下記のように調整されています。

・株主割当による新株式発行による転換価格の調整

1. 転換価額 174円
2. 転換価額適用日 平成17年6月12日(日曜日)
3. 転換価格調整にあたって、計算のもととなった数値
 - A 調整前転換価額 212円
 - B 既発行普通株式数 59,775,000株
 - C 自己株式数(平成17年6月11日現在) 51,899株
 - D 新規発行株式数(平成17年5月16日決議) 35,865,000株
 - E 一株当たり払込金額 100円
 - F 一株当りの時価(別紙、株価終値表30取引日平均値) 195.2円

・株式分割による転換価額の調整

1. 転換価額 140円
2. 転換価額適用日 平成17年 9月 1日(木曜日)

(6) 普通株式と引換えによる第一種優先株式の取得

平成24年1月27日までに取得請求のなかった第一種優先株式は、その翌日以降に開催される取締役会で定める日(以下「強制取得日」という。)をもって、第一種優先株式1株の払込金相当額を強制取得日に先立つそれぞれ30取引日、60取引日および90取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)のうち、いずれか低い価額で除して得られる数の普通株式となる。

(7) 金銭と引換えによる第一種優先株式の取得

当会社は、いつでも、1株当たり424円に第一種優先累積未払配当金を加算した額に相当する金銭を交付するのと引換えに、第一種優先株式を取得することができる。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年12月31日	—	119,807,085	—	2,996,530	—	—

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、該当事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 3,537,000	—	(注) 3
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 231,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 115,345,000	115,345	同上
単元未満株式	普通株式 693,350 第一種優先株式 735	— —	同上 (注) 3
発行済株式総数	119,807,085	—	—
総株主の議決権	—	115,345	—

- (注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式785株が含まれています。
- 2 当第3四半期会計期間末日現在の「発行済株式」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。
- 3 第一種優先株式の内容につきましては、「第3 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1)株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりです。

【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 明星電気株式会社	東京都文京区小石川 2丁目5-7	231,000	—	231,000	0.19
計	—	231,000	—	231,000	0.19

(注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は232,347株です。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成23年10月1日から平成23年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	866,380	390,159
受取手形及び売掛金	3,736,394	3,760,055
製品	44,704	144,179
仕掛品	444,246	809,942
原材料及び貯蔵品	458,947	440,027
繰延税金資産	328,449	565,880
その他	30,533	54,601
貸倒引当金	2,926	-
流動資産合計	5,906,729	6,164,846
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	238,819	229,939
機械装置及び運搬具（純額）	200,644	156,985
土地	2,553,168	2,551,803
リース資産（純額）	77,815	56,266
建設仮勘定	4,970	8,431
その他（純額）	137,647	139,085
有形固定資産合計	3,213,066	3,142,511
無形固定資産		
リース資産	2,333	1,808
その他	3,709	15,706
無形固定資産合計	6,042	17,514
投資その他の資産		
投資有価証券	700	700
長期貸付金	3,282	2,490
その他	61,325	60,786
貸倒引当金	24,270	23,992
投資その他の資産合計	41,038	39,985
固定資産合計	3,260,147	3,200,011
資産合計	9,166,877	9,364,858

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第 3 四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,593,672	1,437,160 ₂
未払金	89,454	113,274
リース債務	29,150	27,059
未払法人税等	26,552	17,394
未払消費税等	86,827	45,944
製品保証引当金	128,810	137,401
賞与引当金	236,049	109,295
その他	178,870	157,644
流動負債合計	2,369,388	2,045,173
固定負債		
リース債務	50,999	31,015
退職給付引当金	1,217,070	1,280,942
環境対策引当金	16,870	16,870
再評価に係る繰延税金負債	980,460	858,289
固定負債合計	2,265,399	2,187,116
負債合計	4,634,787	4,232,290
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,411,898	2,996,530
利益剰余金	2,279,450	618,432
自己株式	28,749	29,012
株主資本合計	3,103,699	3,585,951
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	734	3,313
土地再評価差額金	1,429,124	1,549,929
その他の包括利益累計額合計	1,428,390	1,546,616
純資産合計	4,532,089	5,132,567
負債純資産合計	9,166,877	9,364,858

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
売上高	1 4,574,063	1 4,849,957
売上原価	3,441,013	3,707,944
売上総利益	1,133,049	1,142,012
販売費及び一般管理費		
役員報酬	78,516	71,876
従業員給料及び手当	371,100	354,462
賞与引当金繰入額	87,990	94,222
退職給付費用	56,755	39,005
賃借料	62,409	67,098
製品保証引当金繰入額	43,701	67,911
貸倒引当金繰入額	494	1,930
その他	183,302	185,677
販売費及び一般管理費合計	884,271	882,184
営業利益	248,777	259,828
営業外収益		
受取利息	262	210
受取賃貸料	19,861	20,553
その他	4,303	6,657
営業外収益合計	24,428	27,421
営業外費用		
支払利息	7,248	3,499
売上債権売却損	5,521	109
株式管理費用	6,856	7,154
為替差損	73	62
シンジケートローン手数料	14,400	6,000
その他	10,850	13,905
営業外費用合計	44,950	30,731
経常利益	228,255	256,518
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,215	-
特別利益合計	1,215	-
特別損失		
減損損失	2,667	1,365
環境対策引当金繰入額	16,870	-
特別損失合計	19,537	1,365
税金等調整前四半期純利益	209,933	255,153
法人税、住民税及び事業税	10,380	226,551
法人税等合計	10,380	226,551
少数株主損益調整前四半期純利益	199,552	481,704
四半期純利益	199,552	481,704

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	199,552	481,704
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	2,602	2,578
土地再評価差額金	-	121,615
その他の包括利益合計	2,602	119,036
四半期包括利益	196,950	600,740
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	196,950	600,740
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用の計算において、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
受取手形割引高	—	5,000千円

2 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成23年12月31日)
支払手形	—	127,697千円

(四半期連結損益計算書関係)

1 売上高の季節的変動

前第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成23年4月1日至平成23年12月31日）

当社グループの売上高は、通常の営業の形態として、連結会計年度の第4四半期連結会計期間に納期を迎える受注の割合が大きいため、第4四半期連結会計期間の売上高が他の四半期連結会計期間と比較して著しく多くなる傾向にあります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日至平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日至平成23年12月31日)
減価償却費	141,344千円	140,464千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は第98回定時株主総会による承認により、平成23年8月2日付で資本金を減少し、同額を資本剰余金に振り替えております。また、同日に振替後の資本剰余金をもって繰越利益剰余金を増加させ同額分の欠損填補を行っております。

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	5,411,898	—	2,279,450	28,749	3,103,699
当第3四半期連結会計期間末までの変動額					
資本金の減少	2,415,368	2,415,368	—	—	—
欠損填補		2,415,368	2,415,368	—	—
自己株式の取得	—	—	—	262	262
再評価差額金取崩額	—	—	809	—	809
四半期純利益	—	—	481,704	—	481,704
当第3四半期連結会計期間末までの変動額合計	2,415,368	—	2,897,881	262	482,252
当第3四半期連結会計期間末残高	2,996,530	—	618,432	29,012	3,585,951

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、通信、電子、電気計測、情報処理等の機器・装置を製造販売する環境計測システムメーカーとして単一の事業を営んでおり、社内におけるマネジメントにおいても全体を一つの事業としております。従いまして、報告セグメントは単一でありますので以下に関連情報につき記載いたします。

製品及びサービスに関する情報

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

製品機種区分	売上高（千円）	構成比（％）
防災システム分野	1,502,312	32.8
環境計測分野	739,194	16.2
特機分野	604,206	13.2
宇宙機器分野	689,700	15.1
制御システム分野	265,800	5.8
情報通信分野	772,849	16.9
合計	4,574,063	100.0

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

製品機種区分	売上高（千円）	構成比（％）
防災システム分野	805,280	16.6
環境計測分野	2,399,174	49.5
特機分野	538,367	11.1
宇宙機器分野	490,684	10.1
制御システム分野	298,078	6.1
情報通信分野	318,371	6.6
合計	4,849,957	100.0

地域に関する情報

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

	売上高（千円）	構成比（％）
国内の外部顧客への売上高	4,348,548	95.1
海外の外部顧客への売上高	225,515	4.9
合計	4,574,063	100.0

（注）有形固定資産はすべて国内に所在しており、海外に所在するものではありません。

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

	売上高（千円）	構成比（％）
国内の外部顧客への売上高	4,577,704	94.4
海外の外部顧客への売上高	272,252	5.6
合計	4,849,957	100.0

（注）有形固定資産はすべて国内に所在しており、海外に所在するものではありません。

主要な顧客に関する情報

前第3四半期連結累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日）

主要な顧客の名称	売上高（千円）	主要な製品機種区分
独立行政法人宇宙航空研究開発機構	495,325	宇宙機器分野
日本電気株式会社	470,259	防災システム分野

当第3四半期連結累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

主要な顧客の名称	売上高（千円）	主要な製品機種区分
気象庁	1,975,772	環境計測分野
応用地質株式会社	348,698	防災システム分野

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	1円57銭	4円00銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	199,552	481,704
普通株主に帰属しない金額	16,874	16,874
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	182,677	464,829
普通株式の期中平均株式数(株)	116,042,296	116,038,278
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	3円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数(株)	10,714,283	10,714,283
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

（注）前第3四半期連結累計期間における潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 2 月 6 日

明星電気株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福田 厚 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 渡 一 雄 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明星電気株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明星電気株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。